No. 2
発行 2021 年４月１２日
【連絡先】
代表世話人 松林俊治
070-5050-2226
matsubayashi65@gmail.com
事務局長　武波義明
090-1198-4588

山口県センチュリー裁判を支援する会ニュース

裁判が始まります！

【報告】

県議会と知事宛に陳情しました！

いよいよ公判開始! センチュリー裁判 第１回公判
４月２８日（水）１０時～／山口地裁
終了後の支援集会にぜひご参加を！

原告の松林俊治さん（山口県庁にて）

公用車「センチュリー」の実物の写真

▽３つの争点

・宮内庁は必要ないと言っており、買う必要そのものがなかった

・貴賓用としながら日常的には議長が使用

・新型コロナ禍で県民のくらし・生業（なりわい）・医療・介護・教育への支援の要求が高まる中でのムダ使い

▽３つの意義

・住民訴訟であり、個人ではなく県民のための裁判である

・県民の意思を反映する施策に改めさせるための裁判である

・不要な高級車購入と、住民の福祉の増進を目的とする「地方自治法」は両立しないことを明らかにし、今後の県政に生かす

【裁判の傍聴について】

傍聴は抽選となります。抽選券の配布時間などは、「支援する会」または山口地裁にお尋ねください。

終了後、１０時半～山口県弁護士会館で、支援集会を開きます。

▽裁判のための費用としてみなさまからのカンパをお待ちしています。

【振り込み先】
山口銀行県庁内支店
店番０４４
口座番号
普通預金
５０３６１８３
名義
山口県センチュリー裁判を支援する会

振り込み後に、電話かメールアドレスにご連絡をお願いします

Q&A

みなさんの疑問に答えながら Q&A を連載します

Q１　皇族用だが議長・副議長の公用車として併用しているから、合理的？

A　　首相官邸にもセンチュリーがありますが、儀式的行事以外には使っていないようです。いつもセンチュリーに乗るのでは、機動性に欠け、目立ちすぎる。ムダ使い批判が出て政治的にもマイナスと判断したためでしょう。まれに見かけるから「貴賓車」であり、毎日見かければ異常です。議長・副議長が常用するのはムダ使いを広報して回っているようなもの。すぐにやめてほしいものです。

山口県庁での陳情の様子

写真の上３枚が県議会宛、

下２枚は知事宛

乱用が甚だしい公用車（議長・副議長・議運委員長）に異議あり
自宅送迎＋議会招集旅費受け取りはやめてと陳情

４月８日（木）、センチュリー裁判の原告・松林さんらが、議会と知事への陳情書を提出しました。県議会には、議長・副議長・議運委員長が自宅から公用車で送迎されていながら、議会招集旅費も受け取っているのは二重取りになっているなどの四点の改善を要望しました。知事には、センチュリー購入の事実を隠蔽したかのような予算書の構成を改めるよう要望しました。

マスコミも取材しましたが、大半の報道は知事宛ての陳情書のみを取り上げたもので十分報道されたとは言い難く、今後、二重取り問題は監査請求などで追及していく予定です。センチュリー購入は不当だと裁判でたたかっていますが、使い方にも問題があることが、明らかになってきたのです。調べれば調べるほど疑問点が出てくる「センチュリー問題」です。

議会あて陳情の内容

１　県民から付託された公務である県議会への登庁は議員自身でおこなうべきで、議長・副議長・議会運営委員長は公用車による自宅送迎をやめ、他の議員と同様の扱いとすべき。

２　議会に出席した議員には「招集旅費」が支給されるが、議長・副議長・議会運営委員長は、公用車による自宅送迎が行われており、登庁費用は発生しない。議長・副議長・議会運営委員長に招集旅費を支給することは公費の二重払いであり、直ちに是正すべき。

３　招集旅費は算出根拠が明らかでなく（＊１）、交通費の実費と比較しても非常に高くなっており、税金の適正な支出の観点からも招集旅費の見直しをすべき。
（＊１　算出根拠の開示を求めたが、額を定めた県条例以外の算出根拠資料は不存在と回答。つまり、額は明示できるが、なぜ高額になっているかの根拠は不明との回答。）

４　予算書の形式の改善を執行部に求めるべきである。今回のセンチュリー購入について県議会では一切議論にならなかった。これは予算書を見ただけではわからないという形式に大きな問題があったためで、予算書の形式の改善を求めるべき。

知事宛て陳情の内容

予算書を見ただけではわからないまま、センチュリーが購入され、全国ニュースでも取り上げられる大問題となった。これを教訓として、予算書（補正予算書を含む）を見ただけで、誰でもその内容がわかるよう改善を。